

事後評価シート

コード 6-3-1	事務事業名 心身障害者福祉手当支給事業	所管部課 保健福祉部障害福祉課
--------------	------------------------	--------------------

事務事業の概要	事務事業の目的 在宅の心身障害者に手当を支給することにより、障害者の負担の軽減と福祉の増進を図る。	事業の区分 <input type="checkbox"/> 総合計画 <input type="checkbox"/> 行革項目 <input checked="" type="checkbox"/> その他の事務事業
	実施内容、実施方法 20歳以上で、身障手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の場合は月額15,500円(都制度)、都制度非該当で、身障手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の場合は月額6,500円、身障手帳3・4級、愛の手帳4度は月額5,500円(市制度)。 所得・年齢等の支給制限あり。	根拠法令等 東京都心身障害者福祉手当に関する条例、西東京市心身障害者福祉手当条例
事業開始時期	都、昭和49年度 市、合併前から	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

評価指標の設定	活動指標名 申請件数	活動指標の考え方(定義) 申請した人の数
	成果指標名 1次 受給件数	成果指標の考え方(定義) 1次 受給した人の数(都制度と市制度での受給者総数)
	1次 市制度受給件数	1次 都制度対象外で市制度で手当を受給している件数
	2次	2次

		単位	15年度	16年度	17年度	18年度
事務事業データ	事業費(A)	千円	410,367	411,093	408,240	411,282
	国庫支出金					
	都支出金		307,737	309,767	307,163	310,248
	地方債					
	その他					
	一般財源	102,630	101,326	101,077	101,034	
	所要人員(B)	人	0.5	0.5	0.5	0.5
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	4,137	4,164	4,093	4,093
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	414,504	415,257	412,333	415,375
	単位当たりコスト (E)=(D)/ (申請件数)	千円	130	133	135	#DIV/0!
歳入	千円	307,737	309,767	307,163	310,248	
活動指標	目標値	人			3,205	3,161
	実績値	人	3,180	3,120	3,060	
活動指標	目標値					
	実績値					
1次成果指標	目標値	人			3,205	3,161
	実績値	人	3,180	3,120	3,060	
1次成果指標	目標値	人				
	実績値	人	1,516	1,471	1,416	
2次成果指標	目標値					
	実績値					

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	特に取っていない。、65歳以上で手帳を取得した場合、手当が非該当となるため、「なぜか?」といった意見は寄せられている。
	26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	月額(最高基準額)比較で17位。最高額 青梅市で15,500円、最低額 三鷹・昭島・町田・清瀬・東久留米市で4,000円。平均値(全市合計÷全市数)7,274円。16市が難病者福祉手当との併給制限有
	運営上の制約条件・外部要因等	東京都の手当に関しては条例によるもので、市が見直し・変更等ができるものではないが、市単独分の手当については制約はない。所得制限については20歳未満は扶養義務者の所得、20歳以上は本人所得により支給認定を行っている。

コード 6-3-1	事務事業名 心身障害者福祉手当支給事業	所管部課 保健福祉部障害福祉課
--------------	------------------------	--------------------

【事業所管部評価】

検証項目	選択基準	ランク	選択理由、特記事項等
1 目的の適切さ・目標	1 目的の妥当性 1 上位施策の目的と一致していない・上位施策がない。	▼	1 障害者の負担の軽減にはなっている。
	2 目標の妥当性 1 目標に関する検討を何も行っていない	▼	1
	3 緊急性 3 どちらかと言えば、実施した方がよい	▼	3
2 市が関与する必要性	1 法的義務性 3 法律での規定はないが条例で実施することが規定されている	▼	3 民間の保険加入者が障害者になって受ける給付金以外では手当の支給はない。
	2 必要性 2 豊かな市民生活の形成に寄与するサービスである	▼	2
	3 民間との役割分担 4 他に同種・類似サービスを提供しているのは、他の公共団体のみである	▼	4
3 内容の適切さ	1 ニーズ 1 市民(市内)ニーズが把握できていない、または、ニーズ把握が曖昧で説明できない	▼	1 手当そのものの額が適正であるかどうかについては、障害者のモデルケースについてシュミレーションする必要がある。
	2 規模・方法の妥当性 1 事業規模や方法は過去を踏襲しており、特に見直していない	▼	1
	3 公平性 2 直接の対象は、特定属性の一部の市民または団体である	▼	2
4 実施手段の適切さ	1 有効性 1 質・水準の改善にはあまり取り組んでいない	▼	1 手当の支払い時期、申請方法等については都の要綱に準じており適正さを欠いたものではない。
	2 効率性 1 具体的な計画や目標等に基づいたコスト低減には特に取り組んでいない	▼	1
	3 独自性 1 国や都、市内に同種の目的を有する(類似・重複を含む)他の事務事業が複数ある	▼	1
合計			21

総合評価	評価結果	判断理由、説明等
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>他市等の状況を勘案し、標準的な支払額・方法となっていると思われるが、それが適正な額・所得制限等の条件になっているかについては他のサービス・助成制度なども含め相対的に検証する必要がある。また、手当の支給対象は身体障害者及び知的障害者となっているが、自立支援法の制定に伴い、精神障害者もその対象として検討しなければならない。精神障害者手帳交付者は561名(16年度～17年度。市の手当5500円をベースにすると約3,700万円要する。</p>

18年度における改善点	申請もれ、過払いなどが起こりにくいシステムの見直しにより適正な支出を行う。また、本年度策定予定の福祉計画に一定の指針を盛り込む。
-------------	--

二次評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>心身障害者の生活基盤を支援するという視点から、難病者福祉手当など併給されるその他の手当の状況、及びその他の支援サービス(自動車燃料助成等々)を総合的に捕らえ、障害者に対する給付事業全体として他団体との比較を行い、併給制度の廃止を含めて給付水準の適正について検討が必要である。</p> <p>さらに今後、障害者自立支援法及び介護保険制度の改正に伴い、東京都制度の見直しが想定されるが、これにあわせて廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきである。</p>
------	---	---

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>本市の場合、合併という他市にない状況下であり、その特殊事情を考慮しつつも、行財政環境の変化への対応や、時代ニーズにあった事業の再構築をしていくため、26市の平均に留意して、本市のサービス水準の適正化を図る必要がある。</p> <p>心身障害者福祉手当と難病者福祉手当の併給は、26市のほとんどの市で実施されていない。</p> <p>よって、併給廃止に向け、関係機関等との調整を図りたい。</p>
--------	---	--